

相模原市農業委員会第24回会議議事録

開会日時 令和6年2月29日 午後1時30分

閉会日時 令和6年2月29日 午後3時18分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高

議事録署名人 議長

議席 8番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第4回農地利用最適化推進委員連絡会結果報告
3	議案第65号	農地法第5条の規定による許可申請について
4	議案第66号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第67号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第68号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第69号	農地法第4条の規定による許可申請について
8	議案第70号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第71号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第72号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第73号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第74号	農用地利用集積計画の決定について
13	議案第75号	農用地利用集積計画の決定について
14	議案第76号	農用地利用計画の変更について
15	報告第62号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
16	報告第63号	農地所有適格法人の報告について
17	報告第64号	非農地証明書の発行について
18	報告第65号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第66号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第24回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、8番志村佳男委員、16番菱山喜章委員を指名いたします。

本日の傍聴希望はないとのことでございますので、このまま進めさせていただきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年1月31日から令和6年2月28日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

2月9日、第2回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が開催されまして、阿部会長と私、前田が出席しております。内容につきましては、地域計画の話合いの進め方についてほかでございます。

2月21日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長と私、前田が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問が1件、報告が8件となっております。

続きまして、市関係でございます。

1月31日、農業委員会第23回総会を行いまして、農業委員18名の方に出席いただきました。内容につきましては、農地法第4条の規定による許可申請についてほかでございます。

2月5日、第227回都市計画審議会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直し答申ほかでございます。

2月7日、第4回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員14名、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてほかでございます。

2月9日、相談支援チーム会議が行われまして、丸山主査、鈴木主任が出席しております。内容につきましては、農業経営改善計画の認定申請書の検討ほかについてでございます。

2月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

2月22日、令和6年度以降の農地中間管理事業に関する打合せが行われまして、私、前田、伊藤所長ほか出席しております。内容につきましては、令和6年末に終期を迎える利用権設定の更新手続についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

2のその他、市関係でございます。

2月28日、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員8名、推進委員2名ほか出席しております。内容につきましては、農地再生モデル事業で収穫した津久井在来大豆のみそ造りでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたらお願いします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 第 4 回農地利用最適化推進委員連絡会結果報告

議長（阿部会長）

続いて、日程 2「第 4 回農地利用最適化推進委員連絡会結果報告」をいたします。
事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

2月7日に開催されました第4回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

その他の案件として、事務局から、地域計画の策定に向けて調整している状況、農業委員会の役割等について説明し、今後、市から地域計画の策定に係る説明がある旨、周知しました。委員からは、地域計画の対象となる区域の設定に関する質問がありました。

以上で、第4回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がありましたら、お願いします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第4回農地利用最適化推進委員連絡会結果報告を終わります。

日程3 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程4 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第65号、日程4議案第66号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

異議なしと認めます。

それでは、議案第65号、議案第66号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、説明の前に、議案の簡単な説明をさせていただきます。本2議案については、もともとは1筆の農地でしたが、一部は自己住宅としての転用許可申請を第5条で申請を行います。残りの一部を農地として取得するための第3条申請という形で分かれております。譲受人は異なりますけれども、同一世帯の方がそれぞれ自己住宅部分と農地部分を取得するための申請ですので、関連議案として一括審議をお願いするものです。

それでは、1ページを御覧ください。議案第65号を朗読します。

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5 - 1040は相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年2月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号5 - 1040は、譲受人が、譲渡人が所有する三ケ木の農地、499㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、貸家に住んでおり手狭なため、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック積み2段から4段を利用するとともに、矢板土留め高さ3cmを設置し、雨水については雨水浸透柵を設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は森田病院の北西約180mです。

続きまして、議案第66号を朗読します。3ページを御覧ください。

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3 - 1015は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年2月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

収受番号3 - 1015は、緑区三ケ木に住む譲受人が、同じく緑区三ケ木に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく1ページを御覧ください。白抜き部分が本案件の申請地です。申請地は三ケ木の畑、1筆、104㎡です。今後の作付は、イチゴ、ジャガイモ、ナス、キュウリを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、実家の農家世帯として経営農地11筆、4,651.88㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日、夫が160日、父が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5 - 1040及び3 - 1015については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

2月25日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、住宅に関する用地につきましては、公共下水道も通っていますし、隣地との境界もはっきりできているところなので、何の問題もないと思います。

農地取得につきましては、実家の経営面積が、今、畑について説明がありましたが、田んぼもやったり、いろいろやっている方なので、娘さんも一緒にやっているということで、特段、問題はないと思います。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

夫は160日従事と書いてあるけど、会社員で土日働いても100日にしかない。きちんとチェックしたほうがいいのでは。

議長（阿部会長）

事務局、ありますか。

事務局（伊藤所長）

農作業というのは、例えば、種まきをしたとか、草むしりをやっていたとか、一時的なものも入るんです。

17番（藤村委員）

あとは様子を見ればいいというわけですね。

事務局（伊藤所長）

日数につきましては、150日以上というのが農地法上の基準になっております。他市においては、時間で言っているところもあります。相模原市は日数を単位で取っておりますので、時間での制限は設けていないというのが実情です。

議長（阿部会長）

今、事務局から、農作業の日にちの定義の説明がありました。取り方はあるんですが、本市ではそういう取り方をしているという説明でした。

10番（高橋委員）

農作業をやっている、何日間やっている、では、どのくらいの売上げがあるかと売上げを調べたりはしないんでしょうか。

事務局（伊藤所長）

3条の許可の審査の基準は、売上げについては明記されていません。

10番（高橋委員）

農地の取得について、売上げがあるかということも、今後調べていく必要もあるのではないのでしょうか。ただ単に、要するに、相続対策とかいろいろあるだろうけれども、ある程度の面積をやっていただくように、そして、農業に従事していただくようにしていくことが、我々農業委員の役目だと思います。だから、農業委員会もそういう役目だと理解していただければありがたいなと思います。

議長（阿部会長）

事務局は何かありますか。

事務局（伊藤所長）

特段ございません。

議長（阿部会長）

今、高橋委員から意見がありましたが、皆様から、ほかに御意見はございますか。

18番（天野委員）

ちょっと教えてください。わざわざ600㎡ぐらいを2筆にわけたわけですね。これは土地の開発行為に関わる地域ですか、500㎡の開発地域、それでわざわざ2筆にしたということでしょうか。

事務局（伊藤所長）

農地法の規定の中で、法律の規定については、面積要件というのは撤廃されているんですけど、神奈川県審査基準の中で、自己住宅の建築面積としては500㎡未満という基準をいまだ設けている状態です。そうなっていくと、この土地自体、今おっしゃられたように600㎡ぐらいになりますけれども、残地ができてしまうということがあって、残った部分は3条の方は農家世帯でもあったので、では、農地として取得しましょうということになりました。ですので、基本的にはこの土地に自己住宅を建てたいということで、土地自体、細長いので、どこで500㎡で区切るかという土地利用の問題もありまして、今回、それぞれの申請地のような形で土地を区切ったというのが実情でございます。

18番（天野委員）

それでは、土地の開発行為の法律は適用していないということですね。

事務局（伊藤所長）

開発行為に関しては、この地域は1,000㎡以上になってくるので、開発条例にはかかっていないものになります。

18番（天野委員）

それでは、1,000㎡の網はかかわっているわけですね。

事務局（伊藤所長）

1,000㎡以上の土地で建物を建てる場合は、開発行為の網はかかってきます。

18番（天野委員）

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長（阿部会長）

私からも一つ。農家の住宅は400㎡という基準があった記憶があるんですが、それは500㎡なんですか。

事務局（伊藤所長）

都市計画法に基づいて、市の開発基準がございます。会長が言われた400㎡というのは、市街化調整区域に自己住宅を建てる場合は、市の開発基準で400㎡未満と定められております。非線引き区域、津久井や藤野、相模湖の線引きをしていない区域で都市計画区域外のところについては、市の開発基準の中で、1,000㎡以上の土地を開発する場合と面積要件で区切られている、地域的な部分で区切られているというところで、そうなっております。

議長（阿部会長）

ほかに御意見、御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明していただきましたが、採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

それでは、異議なしと認め、採決をさせていただきます。

議案第65号、議案第66号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第65号、日程4議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第67号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5ページを御覧ください。朗読します。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-16及び3-1014は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年2月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-16は、南区当麻に住む譲受人が、東京都北区に住む譲渡人の所有する中央区田名の畑、1筆、912㎡を親族間で財産整理するため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。今後の作付は里芋を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地3筆、1,628㎡は適切に管理されていることを確認しております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、妻が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1014は、山梨県上野原市に住む譲受人が、東京都あきる野市に住む譲渡人の所有する緑区名倉の畑、1筆、578㎡を経営規模拡大のため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。今後の作付は、ミニハクサイ、リーフレタスを予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地18筆、5,947㎡は適切に管理されていることを上野原市農業委員会の耕作証明により確認しております。農作業従事要件150日以上については、譲受人が155日、弟が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-16については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

27日に見てきました。以前より耕すだけの土地でしたが、今度、取得する方は畑の

近所の方なので、やってもらえるのではないかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

收受番号3 - 1014については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

1月23日に天野委員と2人で歩きました。一応、図面のとおり、道路が上と下になっているんですけど、畑を作ることはできるんですけど、幾らか斜めになっているからどうなのかなと思ったけど、大丈夫だということで、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

上野原と名倉って市は違うけれども隣接している市だから、距離としては分からないけど、ただ、ちょっと気になるのは、6反ぐらいあって、また広げるんだけど、職業が会社役員ということで、良好にやっていただけるのかなと。これが山梨県でも遠くのほうだと、本当かという気もするけれども、やっていただけるんですね。

事務局（伊藤所長）

口述説明にもありましたけれども、上野原市でも耕作されていて、あわせて、御本人と弟さんも一緒に現在も150日やっておられる状況ですので、耕作に関しては問題ないのかなと思っております。

12番（山口委員）

写真を見てちょっと気になったんですけども、傾斜地で、これで見ると近くに住宅がありますので、雨が降ったときに表土が流出という問題は起こらないんでしょうか。

事務局（伊藤所長）

確かに傾斜はしておりますけれども、表土の流出までは、私も現地を確認したときには、そのような状況にはなっていないところでした。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

12番（山口委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第68号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、19番加藤通一委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

19番 加藤通一委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程6議案第68号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-17は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年2月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号3-17は、緑区橋本に住む譲受人が、緑区元橋本町に住む譲渡人が所有する緑区橋本の畑、1筆、300㎡を親族間で財産整理するため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。今後の作付は、ハウストマト、キュウリを予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、2,907㎡は適切に管理されていることを確認しております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-17については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

ここは橋本なので、私は土地勘のない場所なので、まず、場所に着くのに手こずったんですけれども、行ってみましたら、従来から親族から土地を借用しまして、直売所と農業用倉庫と作業所が既にできて、そこが借主の所有に移るというだけの話でして、全く問題はございません。今もきれいに使っていますし、これからもきれいに使ってもらえる場所です。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第68号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了しましたので、19番加藤通一委員には御着席をお願いいたします。

19番 加藤通一委員 着席

日程7 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第69号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-6から4-8及び4-1004は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長宛てに送付するものとする。令和6年2月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号4-6は、申請人が所有する中央区上溝の農地、1筆、720㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、建設会社からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、ブロック2段積みの設置及び既設ブロック5段から8段を利用し、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は老人保健施設清泉の里の南約200mです。

続きまして、收受番号4-7は、申請人が所有する緑区大島の農地、1筆、2,173㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、不動産会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相和病院の西約420mです。

続きまして、收受番号4-8は、申請人が所有する緑区二本松2丁目の農地、5筆、917㎡を駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、建設会社からの要望により、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、万能鋼板高さ3mを設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立二本松小学校の南西約210mです。

続きまして、收受番号4-1004は、申請人が所有する緑区中野の農地、2筆、888㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、不動産会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、

既存ブロック 1 段から 4 段積みと既存鋼板高さ 4 0 cm から 8 0 cm を利用し、雨水については碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原西メディカルセンターの北東約 1 6 0 m です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号 4 - 6 については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7 番（小林委員）

2 月 2 5 日に現地を確認してまいりました。この場所は、元相模原畜産だった場所です。今でも更地になっています。きれいに整地されておりまして、案内図の下に民家があるんですけど、その間にブロック 5 段から 8 段が積んであります。その他のところはブロック周り 2 段積みということで、周辺の畑等、影響ないので問題はないかと思いません。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号 4 - 7 については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

1 2 番（山口委員）

2 月 2 0 日に確認してまいりまして、先月にたしかこの農地の北側の転用許可が出ていて、駐車場になります。実際、工事も始まっておりまして、ですから、北側については全く問題ありません。東側と西側に農地はあるんですけども、ブロック塀の高さもたしか 6 0 cm ぐらいで、全く影響はございません。ちょっと気がかりだったのは、駐車場ということで、出入りする道路が結構狭いので、そちらの配慮が必要かなと思います。転用自体は問題ございません。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号 4 - 8 については、緑区担当、加藤通一委員、お願いします。

1 9 番（加藤委員）

2 月 2 0 日に現地確認を行いました。境界ぐいは残念ながら、この状況で確認できなかったんですけども、西側に僅かに農地が残るだけで、南側、東側は既に転用済みという状況の中では、4 条転用について、問題はないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号 4 - 1 0 0 4 については、津久井区担当、大塚優子委員、お願いします。

6 番（大塚委員）

2 月 2 5 日に現地確認をしたところ、特段、問題はないと思います。前々回あたり、地図の 8 ページを見ていただきますと、今、斜線が引いてある脇に駐車場と書いてあるところ、ここを何回か前に現地確認して、駐車場になって、さらにそれを拡張したいと言われまして、見てきました。この前後の後ろの土地も全部、今度、転用する方の農地なので、特段、問題はないと思います。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第69号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）
挙手全員。
よって日程7議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 70 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは 12 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 30 から 5 - 32 及び 5 - 1041 から 5 - 1046 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により付して、市長あてに送付するものとする。なお、5 - 32 については、同法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和 6 年 2 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13 ページを御覧ください。

收受番号 5 - 30 は、譲受人の株式会社三和精工が、譲渡人が所有する中央区田名の農地、1 筆、876[㎡]の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 9 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由としましては、現在使用している駐車場を返却し、新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、既設ブロック 4 段積み及び既設鋼板を利用し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は県立相模田名高校の北約 280 m です。

続きまして、收受番号 5 - 31 は、譲受人の株式会社座間緑園土木が、譲渡人が所有する南区当麻の農地、1 筆、876[㎡]の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 10 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由としましては、現在使用している資材置場及び駐車場を返却し、新たに事業所近くに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み 2 段を設置し、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は県立相模原支援学校の北東約 380 m です。

続きまして、收受番号 5 - 32 は、譲受人の宗教法人福寿院が、譲渡人が所有する南区磯部の農地、6 筆、3,383[㎡]の所有権移転を受け、墓地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 11 ページを御覧ください。農地区分は第 1 種農地です。申請理由としましては、譲受人が隣接地で経営している霊園の事業規模拡大に伴い、墓地及び埋葬に関する法律の規定に基づき、敷地拡張するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置し、雨水については、砕石及び U 字側溝を設置し、貯留槽による敷地内浸透とする計画です。申請地は相模が丘病院の南東約 210 m です。なお、許可については、墓地及び埋葬に関

する法律に基づく墓地設置の許可と許可日調整を行います。また、本案件は、神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

続きまして、收受番号5 - 1041は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区太井の農地、3筆、417㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、申請地に隣接する実家に住んでおり手狭なため、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック積み1段から6段を利用するとともに、新たにコンクリートブロック1段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続します。申請地は相模原赤十字病院の東約770mです。

続きまして、收受番号5 - 1042は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区太井の農地、1筆、165㎡の所有権移転を受け、敷地拡張として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく12ページを御覧ください。白抜き部分が本案件の申請地になります。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在の自己住宅の敷地が手狭なため、敷地拡張するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック積み1段から3段を利用するとともに、新たに土留め板高さ3cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原赤十字病院の東約770mです。

続きまして、收受番号5 - 1043は、借受人の有限会社宇佐美左官工業が、貸出人が所有する緑区川尻の農地、1筆、471㎡に賃借権を設定し、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、建設業を営んでおり、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭なため、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板高さ10cmを設置し、雨水については、出入口は砂利敷き、それ以外は転圧により敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原消防局城山分署の南西約240mです。

続きまして、收受番号5 - 1044は、譲受人の株式会社アイダ設計が、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、295㎡の所有権移転を受け、宅地造成として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、不動産業を営んでおり、2区画の宅地造成をし、販売するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み2段から5段を設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立千木良診療所の北西約70mです。

続きまして、收受番号5 - 1045は、借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人が所有する緑区青山の農地、9筆、1,469.37㎡のうち1,407.21㎡に賃借権の設定を受け、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地

区分は農用区域内農地です。申請理由としましては、リニア中央新幹線の電力供給に伴う送電線用の鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するための申請です。転用期間は令和7年7月31日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ガードフェンス高さ180cm及び合板高さ25cmを設置し、雨水については鉄板を1cm前後の間隔で敷き、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立津久井中央小学校の南西約360mです。

続きまして、收受番号5-1046は、譲受人の有限会社MBオートが、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、2筆、663㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、自動車整備販売業を営んでおり、現在賃借中の駐車場を返却し、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策としてコンクリートブロック1段を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原出張所の北西約460mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-30については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

この畑は黒土を販売したものだと思います。現在は、よく見えませんが、赤土と砂利が混ざったような、とても畑にはならない土地で、駐車場が資材置場にしかならないと思います。ただ、この北側一帯は真面目な農家がやっていますので、フェンスのほうが、あの辺は軒並み2mぐらい高いのをどこでもやるんですが、なるべく高くはしないでほしいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-31については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

2月22日に現地確認に行っていました。案内図にある、原当麻の陸橋の北側なんですけれども、以前、土壌改良しまして、赤土を入れて、サツマイモをずっと耕作していたそうです。大変優良な農地なんですけれども、転用はやむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-32については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

航空写真を見てもらうと、きちんとした農地なんですけど、墓地になるということで、仕方ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1041及び1042については、津久井区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

2月25日に見てまいりまして、この地図ではきれいに草が刈れていますけれど、地主が都内に住んでいますので、農地としての活用は全然されていないことと、親族間で売買するようなんですけど、住宅に挟まれた不耕作地という状況だったので、仕方ないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1043については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いします。

2番（齋藤委員）

2月20日に現地調査をいたしました。地元で長年にわたって左官屋をやっている方なんですけど、資材置場と駐車場の転用で、写っているので見ると、右側が東、手前が南、向こうの建物が見えているほうが北、左が西になるんですけど、東側と南側が農地の絡みですけど、両方とも荒れていまして、転用には全く問題ないのかなと思います。

ところが、左側の2階建てのような家が1軒と手前に低いのがずっと来ているんですけど、隣接との関係で、特に赤い線から左側のところまで、大体1.5mぐらいで、非常に距離が少なく、下から20cmぐらいのブロックを建てて、それで平地になっているような場所なんですね。今度、申請は土留めで10cmの鉄板を立てるということで、資材置場と作業したりする、私は事前に図面を見たんですけど、案内図の13ページに出ているんですけど、すずきクリニックというのがありまして、その手前に薬局があって、奥の2階建ては個人住宅なんですけど、特にすずきクリニックのところは赤い線の場所側なんですけど、建物からしたら南側で、ここに胃カメラやCT、エコーなど、いろいろな設備があるので、左官屋ですから、壁を塗ったり、コンクリートや土や砂利を混ぜて塗ったりする作業だと思うんですけど、資材置場ということで、先々どんな作業がされるのか、周りに影響を及ぼさないかなと。特に精密機械がかなりそちら側に面しているので、そこで何か作業をして、がたがたして揺れるようなことがあると、ちょっと問題だなという気がいたしました。いずれにしましても、隣接する3軒、隣接する問題のところに、許可を取ってから説明するような話は耳にしたんですけど、事務局から申請者に、その3軒によく説明してもらおうようにということを要望したいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1044については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

26日に岸推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり、別に問題はないんですけども、今後といたしまして、ちょっと教えてください。今、申請しているアイダ設計ですけども、右のほうに野菜をつくっているところがあるんですけど、その右側、上に市道がありまして、今、そここのところも同じ会社で売りに出ているんですよ。申請しているところが売れてしまうと、次に1つ畑を置いて上段に看板が出ていまして、売れると思うんですよ。そうすると問題は、今、野菜をつくっているところに家ができて

しまうと、全然、農業ができなくなるし、出口がなくなるんですよ。今後として、その人は何とも言っていないんですけども、出入口もないし、両方に家ができてしまったら農業ができないということを近所の人に言っているらしいんです。そこが問題だと思っています。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5 - 1045については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

2月24日に中島推進委員と現地確認してまいりました。案内図の15ページを見ていただきたいんですけども、道に面したところから畑に上がっていくところはかなり立派な擁壁が組んでありまして、道から畑に上がって、かなり段差があるような状態なんです。この畑に上がっていくような道が3本ありまして、正直、畑に関しては、果樹が植えてあったり、きちんと草刈りもしてあって問題ないなと思ったんですけども、鉄塔を建てるということで、大きな重機などはどうやって搬入するのかなというのが一番初めに気になったところだったんですけど、先ほど事務局に確認したところ、真ん中辺りをもう一度工事をして、上に上がっていけるような道をきちんと整備した状態で重機の搬入をするということで解決できたんですけども、多分、大きな重機が入るということで、音の問題など、近隣の方にも迷惑はかかってくるのかなと思っているんですけども、その辺りを少し留意していただけたらなと思ったところでございます。全く問題はないかと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5 - 1046については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

2月24日に加藤推進委員と現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおり、細長い農地で、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入りますが、その前に、先ほどの青木委員からのお話について、事務局。

事務局（伊藤所長）

まず1点目に、右隣の農地のまた右隣の売地という情報は私も確認していなかったんですけども、ただ、その農地も、今回の申請人と所有者と同じ方で、どうやら財産は処分したいと、そこまでは聞いております。私も間の耕作されている農地については、すごく懸念しておりました。ここの土地の公図を見ますと、案内図を見ていただくと、写真を撮っているこの角度を示している矢印があると思うんですけども、その辺の部分、北側に向かう部分に、公図上、現場もそうなんですけど、水路がありますので、今、水路部分を利用して、北側の市道から、この農地の方は進入されているのかなと憶測しております。この市道側のところを農地転用する際には、間に挟まれている農地の

進入路が塞がれてしまうおそれがありますので、転用相談が来たときには、業者側に確認するようにしていこうと、公図を見た段階で疑問には思っておりましたので、今後、注意するようにしていきたいと思います。進入路の確保をきちんと考えてもらえないかということで確認していきたいと思います。

議長（阿部会長）

青木委員、よろしいですか。

1 番（青木委員）

確認で、真ん中の袋状になった土地の人が相談に行かないといけないんですね。

事務局（伊藤所長）

いや、違います。そうではなくて、事務局としては、真ん中の農地に入ることができなくなってしまうことは確認しておりますので、一番いいのは進入路を確保してもらうことなんですけれども、よく話し合っ、強制的なことは言えませんけれども、できれば、進入路の確保を前提として話し合ってもらいたいと言うつもりではあります。御承知だと思いますけれども、左側からは段差があるので、この土地自体が道路よりも50cmぐらい高く上がっていますので、左の道路側から真ん中の農地に行くのは不可能となっているのは承知しておりますので、右側の道路から進入していそうな気配はありましたので、そこは真ん中の地主さんと調整するように促していきたいと思います。

1 番（青木委員）

分かりました。今後いつ売れるか分からないんですけれども、同じ設計会社ですので、多分、売れると思うんですよね。そのときに、また相談したいと思います。ありがとうございます。

17 番（藤村委員）

今の説明で、水路が入っているんですよね。それは撤去できない、だから、使おうと思えば、その上を歩いていけばいいと、そういうこともできないことはないのですか。

事務局（伊藤所長）

水路といっても、側溝ぐらいで、人一人が歩くぐらいの幅しかないんです。進入路としては無理なので、今の話のように開発がある場合は、北側から何とか入れるような幅を取ってもらえるように調整してくださいということになりますけれども、一応そのようには考えております。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第70号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程 8 議案第 7 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第71号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、15番八木拓美委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

15番 八木拓美委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程9議案第71号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第71号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1106は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年2月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページを御覧ください。

整理番号5-1106は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。契約期間は5年10か月、件数は1件で1筆、面積は2,525㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第71号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、15番八木拓美委員には、御着席をお願いいたします。

15番 八木拓美委員 着席

日程 10 議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 10 議案第 72 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 232 から 5 - 237 及び 5 - 1107 から 5 - 1108 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 2 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 232 から 5 - 236 は、新規就農のため、新たに利用権を設定するものです。今後の作付は、ホウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、ネギなどの露地野菜を予定しています。契約期間は 2 年 10 か月、件数は 5 件で 7 筆、面積は 9,461 m²です。

続きまして、整理番号 5 - 237 は、同じく新規就農のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 18 ページを御覧ください。今後の作付は、里芋、ニンジンを予定しています。契約期間は 2 年 10 か月、件数は 1 件で 1 筆、面積は 2,000 m²です。

続きまして、整理番号 5 - 1107 及び 1108 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。今後の作付は、ワイン用のブドウとブルーベリーを予定しております。案内図は 19 ページを御覧ください。契約期間は 20 年と 10 か月、件数は 2 件で 2 筆、面積は 2,052 m²です。

ここで補足説明をさせていただきますと、戻りまして整理番号 5 - 232 から 236 についてですが、平成 28 年に新規就農の認定をした方で、認定元である農地所有適格法人の株式会社ゆうゆう農場で、新規就農の認定をされた後も、ずっと働いていた方です。今回借り受ける土地は、もともと、ゆうゆう農場が借りていた土地をこの方個人に借り直してもらうという形で、新規就農ということで、いきなり 9,000 m²もの農地と思われる方も多かったかと思うんですけれども、今までやっていた農地と考えていただければと思います。

以上でございます。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

17 番（藤村委員）

今のリストの中の整理番号 5 - 232 から 236 の方の説明は分かったんですけど、2 番目の整理番号 5 - 237 も新規就農ということですが、どんな経歴がありますか。

事務局（伊藤所長）

この方も、農地所有適格法人である株式会社グリーンピア相模原で農業研修をしてお

りました。令和5年7月に新規就農者として認定して、今回、2,000㎡からの新規就農という流れになっております。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第72号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 7 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 1 議案第 7 3 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、7 番小林康史委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

7 番 小林康史委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 1 議案第 7 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、2 4 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 3 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 2 3 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受け、者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 2 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2 5 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。件数は 1 件で 2, 9 6 9 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 3 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 7 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、7 番小林康史委員には、御着席をお願いいたします。

7 番 小林康史委員 着席

日程 1 2 議案第 7 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 7 4 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、8 番志村佳男委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

8 番 志村佳男委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 2 議案第 7 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、26 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 2 4 4 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受け、者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 2 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。件数は 1 件で 7 2 3 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 7 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、8 番志村佳男委員には、御着席をお願いいたします。

8 番 志村佳男委員 着席

日程 1 3 議案第 7 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 3 議案第 7 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、28 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 5 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 2 3 9 から 5 - 2 4 3 及び 5 - 2 4 5 から 5 - 2 4 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 2 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、29 ページから 30 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

整理番号 5 - 2 3 9 と 5 - 2 4 3 から 2 4 8 までの 6 件は更新分です。5 - 2 4 0 から 5 - 2 4 2 までが新規分になります。新規分の案内図は 2 0 ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 7 番（藤村委員）

2 つありまして、整理番号 5 - 2 4 0 から 2 4 2 の方、2.7、3 反ぐらい既にやられているということで、新しく田んぼを使っていただくというのはありがたいことなんですが、どちらでやられている方ですか。

事務局（伊藤所長）

今回と同じ、大島の諏訪森下の田んぼでやられております。

1 7 番（藤村委員）

もう一つは、整理番号 5 - 2 4 5 から始まる方、過去にやられている分はゼロ。だから、新規にやられているので、2.5 反やりたいということなんですが、どのような経歴がある方ですか。

事務局（伊藤所長）

この方につきましては、令和 5 年 1 2 月に新規就農者として認定いたしました。愛川町の認定農業法人の NO - R A で研修を受けて、昨年 1 2 月に相模原市で新規就農者として認定しまして、今回、新規で耕作されるということになります。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

1 7 番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第75号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程13議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 議案第 7 6 号 農用地利用計画の変更について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 4 議案第 7 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、31 ページを御覧ください。議案を朗読する前に、農用地利用計画の変更ということで、農用地の除外をしてよろしいかと相模原市長から意見を求められているものになります。農用地を除外したいという申出がありまして、市でいいます農政課が窓口になっているんですけども、農政課から農業委員会に、農用地を除外してもいいでしょうかと意見を求めてきているという議案になります。

それでは、議案を朗読します。

議案第 7 6 号 農用地利用計画の変更について。令和 6 年 2 月 1 日付けで、相模原市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により意見を求められた農用地利用計画の変更については、同意するものとする。令和 6 年 2 月 2 9 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、32 ページを御覧ください。

本案件は、農用地区域からの除外について、市長から意見照会を受けたものです。照会地は緑区寸沢嵐の農地、1 筆、面積は 4 8 5 m²になります。現地の状況については、スクリーンを御覧ください。案内図は 2 1 ページを御覧ください。農用地区域から除外する理由としましては、分家住宅を建築するためです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

10 番（高橋委員）

地形がこんな形をしていますけども、もう少し有効的な土地の買い方というか、敷地の取り方というのはないんですか。

以上です。

事務局（伊藤所長）

ここの農地なんですけれども、道路から下がっていて、低くなっているんです。道路に接している細長い部分、ここが唯一、道路とのレベルが合っているところで、農業用倉庫が両脇にあるんですけれども、そこからスロープ状に下ってくるような農地ですので、まず、出入口としては、あの部分しか取れないというところです。一応、計画としましては、今、傾斜になっているところなんですけれども、家を建てる予定の残りの四角っばいところについては、土を入れて道路との高さ、レベルを合わせていくという計画になっております。よろしいでしょうか。

10 番（高橋委員）

はい、結構です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第76号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）
挙手全員。
よって日程14議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 1 5 報告第 6 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて**

日程 1 6 報告第 6 3 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 7 報告第 6 4 号 非農地証明書の発行について

**日程 1 8 報告第 6 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について**

**日程 1 9 報告第 6 6 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて**

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局から補足説明はございますか。

事務局（伊藤所長）

はい、1点ございます。

それでは、53ページの相続の届出の中で1点説明させていただきます。54ページから56ページに、今回受けました合計件数7件、筆数でいくと25筆ございますけれども、この中で一番最初の筆について、農業委員会へのあっせんの希望ありと書類も出されております。その中で、83の農用地になるんですけども、ここの農地については、以前から、相続が発生する前に相談があったところなんですけど、土地の地形が三角形のような、耕作には不向きな土地であることと、結構な大木が何本も植わっているような状態なんです。相続が発生する前に相談があったときには、まず、その木を伐採していただかないと、売るにも貸すにもできませんという相談をしていたところなんです。今回、相続が発生して届出を出されたときも、現状は変わらずの状況でして、その旨を相続人の方にお伝えして、今の状態では売るにも貸すにもできませんので、逆に伐採であるとか、そういった対策をしてくださいとお話をしたところになります。

以上でございます。

議長（阿部会長）

各委員さんから御発言はございますか。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

それでは、以上で日程15報告第62号から日程19報告第66号を終わります。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第25回総会は、令和6年3月28日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第24回総会を終了いたします。